新

第1条~第1条の6 (略)

(県税の減免)

第2条 所長は、次に掲げる県税を減免する。

(1)~(15) (略)

(16) 社会福祉法人又は公益社団法人(社会福祉 事業を行うことを目的とする法人に限る。以下 この条において同じ。) 若しくは公益財団法人 (社会福祉事業を行うことを目的とする法人に 限る。以下この条において同じ。) が取得した 自動車で、児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第7条第1項に規定する児童福祉施設、障害者 の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた めの法律(平成17年法律第123号。以下「障害者 総合支援法」という。)第5条第1項若しくは 第6項の主務省令 で定める施設若しくは同 条第11項に規定する障害者支援施設(以下「障 害福祉施設」という。) に入所している児童福 祉法第4条第2項に規定する障害児(以下「障 害児」という。) 若しくは身体障害者等又は介 護保険法(平成9年法律第123号)に規定する地 域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、 介護老人保健施設若しくは介護医療院(以下「介 護老人施設」という。)に入所している同法第 7条第3項に規定する要介護者(以下「要介護 者」という。) の通院の用に専ら供するものに 対する自動車税の環境性能割

 $(17) \sim (40)$ (略)

第2条の2~第34条 (略)

旧

第1条~第1条の6 (略)

(県税の減免)

第2条 所長は、次に掲げる県税を減免する。

(1)~(15) (略)

(16) 社会福祉法人又は公益社団法人(社会福祉 事業を行うことを目的とする法人に限る。以下 この条において同じ。) 若しくは公益財団法人 (社会福祉事業を行うことを目的とする法人に 限る。以下この条において同じ。) が取得した 自動車で、児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第7条第1項に規定する児童福祉施設、障害者 の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた めの法律(平成17年法律第123号。以下「障害者 総合支援法」という。) 第5条第1項若しくは 第6項の厚生労働省令で定める施設若しくは同 条第11項に規定する障害者支援施設(以下「障 害福祉施設」という。) に入所している児童福 祉法第4条第2項に規定する障害児(以下「障 害児」という。) 若しくは身体障害者等又は介 護保険法 (平成9年法律第123号) に規定する地 域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、 介護老人保健施設若しくは介護医療院(以下「介 護老人施設」という。)に入所している同法第 7条第3項に規定する要介護者(以下「要介護 者」という。) の通院の用に専ら供するものに 対する自動車税の環境性能割

 $(17) \sim (40)$ (略)

第2条の2~第34条 (略)